

税制特例措置

まず、東北、北関東を襲った東日本巨大地震で被害にあわれた皆様には謹んでお見舞いを申し上げますとともに、亡くなられた方々のご冥福を心よりお祈り申し上げます。皆様の安全と被災地の一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

今回の地震、津波被害のダメージは大きく、しかも長期化しそうです。米国経済の持ち直し等もあり、直近のGDPは現状維持か、若干プラスを見込んでいましたが、直近だけでなく4月以降の景気も厳しい状況が予想されます。幅広い業種で生産がストップ、縮小しています。電力量の回復にも時間がかかるでしょう。またこの状況が長期化すれば、企業は生産を国内外の他の拠点に移転させてしまう可能性もあります。消費や雇用への影響も小さくないでしょう。心理的な影響も少なくありません。旅行や会合等の取りやめもしばらく続きそうです。

景気が回復に向かいつつあった日本経済にとって、この難局を克服するのは容易なことではありませんが、政府は復興に向けて最大限の努力をしてもらいたいと思います。国民が一丸となって対処する必要があります。

1995年1月に阪神・淡路大震災が起きました。その時「阪神・淡路大震災の被災者等にかかる国税関係法律の臨時特例に関する法律」が制定されました。今回はその内、所得税と法人税の内容を紹介させて頂きたいと思います。また政府には今回の東北地方太平洋沖地震においても、これ以上の対応を是非お願いしたいと思います。

所得税（個人住民税）の特例措置一覧

No.	措置名	概要	根拠条文
1	雑損控除の特例	震災による損失等について、震災があった1995年の所得等からの控除に代えて1994年の所得等から控除できるようにする。	震災税特法3 地方税法附則4の3
2	被災事業用資産の損失の必要経費算入の特例		震災税特法4
3	災害被災者に対する所得税の減免の特例		震災税特法42
4	財産形成住宅貯蓄契約等の要件に該当しない事実が生じた場合の課税の特例	被災者が財形貯蓄等の要件外払い出しを行っても、遡及課税を行わない。	震災税特法7
5	住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例	震災により住宅ローン減税を受けている住宅に居住できなくなつても、残りの適用期間について住宅ローン減税の適用を継続する。	震災税特法16
6	被災給与所得者等が住宅資金の無利息貸付け等を受けた場合の課税の特例	被災者が事業主から無利息・低利で住宅資金の貸付を受けた場合、その経済的利益について所得税を課さない。	震災税特法11
7	被災市街地復興地区画整理事業による換地処分に伴い代替住宅等を取得した場合の譲渡所得の課税の特例	被災者が保有する土地等について、被災市街地復興地区画整理事業による換地処分を受け、代替住宅を取得した場合、原則として譲渡益課税を行わず、取得価額を引き継ぐ。	震災税特法12
8	特定市街地復興地区画整理事業のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除の特例	被災者が保有する土地等について、被災市街地復興地区画整理事業のために譲渡した場合、種類により課税の繰り延べや1,500万円～5,000万円の特別控除などを受けられる。	震災税特法13,19,26の4

法人税の特例措置一覧

No.	措置名	概要	根拠条文
9	被災者向け有料賃貸住宅の割増償却	被災区域内に、震災後新築した「被災者向け有料賃貸住宅」について、割増償却を受けられる。	震災税特法9,17,26の2
10	被災代替資産等の特別償却	震災により滅失・損壊した事業用の建物・機械装置等を買換えた場合、代替資産について割増償却を受けられる。	震災税特法10,18,26の3
11	特定の事業用資産の買換え等の課税の特例	被災区域内の土地やこれらとともにする建物等について、買換えを行った場合、買換え後の資産の圧縮記帳を行うことにより譲渡益の課税繰り延べが行える。	震災税特法20～22,26の5～7
12	震災損失の繰戻しによる法人税額の還付	震災後1年内に終了する事業年度において欠損金額がある場合は、そのうち震災による損失金額について最大2年まで遡って法人税額の繰戻還付を受けられる。	震災税特法23
13	買換資産の取得期間等の延長の特例	適用対象法人が確定優良住宅地等予定地のための譲渡の特例などの適用を受けており、震災により予定期間に内に開発許可等を受けることが困難となった場合、予定期間を延長することができる。	震災税特法25
14	中間申告書等の提出を要しない場合	申告期限の延長に伴い法人税の中間申告書の提出期限がその事業年度の確定申告書の提出期限と同一の日となった場合、中間申告書の提出を不要とする。	震災税特法26,40